

■日本のTPP交渉参加に関する意見・要望（別紙1（公開用））

1. 組織名

(一般社団法人)海外建設協会

2. 提出意見① マレーシア・ベトナムなど

該当する交渉分野（下記【参考】より選択下さい）

政府調達

意見

公共工事の参入について、国内建設産業の保護政策（外資比率30%規制など）やプミプトラ政策と相まって、ODA案件以外は事実上開放されていない。2015年Asean 共同体設立に向けて成長著しい東南アジアにおいて、今後中央政府による大規模な公共工事案件に関し公共工事市場の開放を要求すべきである。またTPP交渉国の枠による開放に限定することにより、韓国・中国とは棲み分けして、日本の建設企業のビジネスチャンスが広がることとなる。

2. 提出意見② 国名 _____ ※特定の国に関する場合

該当する交渉分野

政府調達全般

意見

■公共工事への外国企業の参入を許可していない国及び開放はしているが限定的に開放している国（中央政府のみ等）に対し、より広範な公共工事市場の開放を要求すべきである。日本の建設企業のビジネスチャンスが広がる。

■少額案件では日本企業の競争力は発揮できないと考えられ、開放範囲の拡大は要求するが、基準額については現状のWTO政府調達協定或いはP4協定の額からの引き下げを要求する必要性は乏しいと考えられる。

■外国に開放を要求すれば双務的に日本の公共工事の開放を求められることになろう。しかし、日本の公共工事は他交渉参加国に比べ、現状においてWTO政府調達協定により既に十分開放的であるが、外国企業の参入実績はほとんど見られない。従って、更なる開放（開放範囲の拡大、基準額の引き下げ＝地方の少額案件の開放）が行われたとしても、外国企業の参入は極めて限定的と想定されるので、受け入れることに問題は無いと考えられる。

■但し、日本の公共工事の更なる開放が、下記例のような入札制度や現場運営の基準の変更等を伴う場合は、逐次政府からの情報提供をお願いしたい。

◇入札に関する諸規制の緩和・撤廃（経営審査事項、自治体による格付け、地域要件、最低基準価格制度 など）

◇現場運営の規則の緩和・撤廃（基準を満たした現場代理人や監理技術者常駐 など）

◇極めて可能性は低いですが、外国人現場労働者による施工を前提とした参入（「一時的入国」分野にも関連）

■更なる開放にあたっては、発注者サイドにおける入札書類の英語化などの事務負担の増大により、公共工事の執行が遅滞するような事態が起こらぬよう配慮する必要がある。

■外国におけるローカルコンテンツ規制（国内生産品の使用の義務付け：米国連邦政府資金による公共工事におけるBuy American法など）は撤廃されることに越したことは無いが、国籍を問わず全ての入札者が同じ条件であり、日本企業だから制度的に不利になっているわけではないので、交渉の状況によって要求すべきかどうか判断するものとする。

2. 提出意見③ 国名 ベトナム ※特定の国に関する場合

該当する交渉分野（下記【参考】より選択下さい）

政府調達

意見

日本とベトナムの間でも政府調達章を盛り込んでいただきたい。そして、情報交換窓口の早期設置をお願いしたい。また、海外工事の実績は積極的に考慮していく方向でお願いしたい。

2. 提出意見④ 国名 米国 ※特定の国に関する場合

該当する交渉分野（下記【参考】より選択下さい）

政府調達

意見

米国とのさらなる開放を目指していただきたい。特に地方政府機関が37州にとどまっているが全米50州に拡大してほしい。またその他の機関の数も一層の増加をお願いしたい。

2. 提出意見⑤ 国名 _____ ※特定の国に関する場合

該当する交渉分野（下記【参考】より選択下さい）

・政府調達に関する交渉

意見

・ターゲットは、東南アジア諸国である。今回 TPP 交渉に参加しているのは、ベトナム、シンガポール、マレーシア、ブルネイのみであるが、東南アジア諸国の建設市場で日本企業と競合する中国、韓国が参加していない。
・東南アジアのTPP交渉参加国の国内で、TPPに参加していない国と競合する場合に不利益が生じないのか？ 日本は、中国、韓国と3カ国間FRA（自由貿易協定）を締結しており、日本だけが約束事に縛られて不利益がないように交渉していただきたい。

2. 提出意見⑥ 国名 _____ ※特定の国に関する場合

該当する交渉分野（下記【参考】より選択下さい）

政府調達

意見

中規模のゼネコンは、国内工事の総額に対して海外工事の受注額割合を検討して受注活動を行っている。あくまで国内工事の受注が主であり、海外は従の立場である。今回のTPPへの参加か否かの交渉において、国際入札が基本的に内外無差別の一般競争入札方式となる事は、国内工事受注を主体とする弊社としては、海外での受注門戸が広がる事よりも、国内受注の門戸が狭くなる方に痛みを感じることになる。

【参考】 TPP交渉における交渉分野

物品市場アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植物検疫)	TBT(貿易の技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービス	商用関係者の移動	金融サービス	電気通信サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項(法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的事項

※ 3つ以上意見を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。

■日本のTPP交渉参加に関する意見・要望（別紙1（公開用））

1. 組織名

(一般社団法人)海外建設協会

2. 提出意見① 国名 _____ ※特定の国に関する場合

該当する交渉分野（下記【参考】より選択下さい）

・制度的事項

意見

・制度的事項東南アジア諸国の法制度は、十分に整備されているとは思えない。細部にわたる法律が明確に整備されていないので、運用面での取り扱いが当局によって(省レベル、地方レベル、または、担当者レベル)で異なる。また、取り扱いが国内企業と外国企業で異なる、取り扱いが変更されるなど行った点が実務上深刻な問題となり得る。
・特に現地裁判所を利用した紛争解決に於いては、外国企業に公平な判断が下されるかが、懸念される。
・また、外国企業の税制についても不透明な部分が多く、今回のTPP交渉で簡素化して貰いたい。特に、ODAプロジェクトの付加価値税(VAT)は、還付方式でなく、無税としていただきたい。

2. 提出意見② 国名 マレーシア ※特定の国に関する場合

該当する交渉分野（下記【参考】より選択下さい）

制度的事項(法律的事項)又は投資

意見

外国企業が、現地会社を設立せず、支店で業務を行う際に、見做し課税の適用を受ける。プロジェクト完了後に還付は出来るが、キャッシュフロー上はマイナスに働く。また、見做し課税の課税額も、その対象が曖昧で、基準がきちんと定められていない、TPP締結国企業への見做し課税の適用を、やめていただきたい。

2. 提出意見③ 国名 ベトナム等 ※特定の国に関する場合

該当する交渉分野（下記【参考】より選択下さい）

・投資又は制度的事項

意見

・ベトナムでのODA工事での事例ですが、ODA工事の場合は、原則的に関税は無税となっているにも関わらず、鉄道関連機材の脱線防止ガード(等辺山形鋼)、レール締結装置のボルトナットが、『等辺山形工、ボルトナット』という名称が市用品にあると言う事で課税対象となった。しかし実際は、特厚鋼の等辺山形鋼や、特殊加工が必要なボルトナットであり、ベトナムの市中では、当然入手不可能な製品にも関わらず課税対象にされたため、何度か交渉したが受け入れられずに理不尽な思いであった。
・このような事がないように、ODAプロジェクトの輸入品は、無税扱いとされるように交渉願いたい。

2. 提出意見④ 国名:メキシコなど ※特定の国に関する場合

該当する交渉分野 (下記【参考】より選択下さい)

制度的事項(法律的事項)又は労働

意見

労働法上、外国人を1名派遣するに際し、メキシコ人9名の雇用が要求されている。管理職(マネージメント)又はメキシコ人に無い特殊技能(例えば日本の技術系国家資格)であればこの条項を合法的に回避できるが、この条件を緩和できないか(メキシコ人雇用人数の削減など)。

また年度利益(営業利益)の10%が従業員人数にかかわらず労働者企業利益分配金(PTU)の分配原資になっていますが、これを廃止してほしい。

さらに納税に関しては、会社設立初年度より毎月予定納税で行い、年度末に確定申告を提出することになっているが、これを年度末一回に統一してほしい。

2. 提出意見⑤ 国名 マレーシア ※特定の国に関する場合

該当する交渉分野 (下記【参考】より選択下さい)

制度的事項 又は 競争政策

意見

マレーシアにおける、国内産業保護政策とブミトラ政策の推進で、外国法人の登録グレードにより受注可能金額案件が分けられると共に、プロジェクト単位での建設業登録が要求されており、実質的に外国企業の入札参加への門戸が狭くなっている。

本来、外資であっても現地法人設立により、内国民待遇を与えられるべきと考える。

【参考】 TPP 交渉における交渉分野

物品市場 アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植 物検疫)	TBT(貿易の 技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービ ス	商用関係者 の移動	金融サービ ス	電気通信 サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項 (法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項

※ 3つ以上意見を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。

■日本のTPP交渉参加に関する意見・要望（別紙1（公開用））

1. 組織名

(一般社団法人)海外建設協会

2. 提出意見① 国名 _____ ※特定の国に関する場合

該当する交渉分野（下記【参考】より選択下さい）

紛争解決

意見

TPP域内での紛争解決のために、共通の中立的裁定機関の設立を提案できないでしょうか？

検討方宜しく願いいたします。

2. 提出意見② 国名 ベトナム ※特定の国に関する場合

該当する交渉分野（下記【参考】より選択下さい）

紛争解決

意見

紛争解決手段として、第三国での仲裁を契約書で規定する場合、ベトナムはニューヨーク条約の加盟国であることから、第三国での仲裁判断をベトナム国内で執行することが理論上可能である。しかし、ベトナムの裁判所の承認が必要であるなど、承認から執行にいたるベトナム内での手続きが煩雑であること、執行に関する法整備も不十分であることから、仲裁結果が執行されない事例や執行までに長期間を要する事例が頻発している。

以前より状況は改善しているようであるが、国際仲裁の執行に関する法整備の促進と手続きの簡素化を要望したい。

【参考】 TPP交渉における交渉分野

物品市場 アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植 物検疫)	TBT(貿易の 技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サー ビス	商用関係者 の移動	金融サー ビス	電 気 通 信 サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項 (法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項

※ 3つ以上意見を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。

■日本のTPP交渉参加に関する意見・要望（別紙1（公開用））

1. 組織名

(一般社団法人)海外建設協会

2. 提出意見① 国名: メキシコなど ※特定の国に関する場合

該当する交渉分野（下記【参考】より選択下さい）

労働 or 制度的事項(法律的事項)（再掲）

意見

労働法上、外国人を1名派遣するに際し、メキシコ人9名の雇用が要求されている。管理職(マネージメント)又はメキシコ人に無い特殊技能(例えば日本の技術系国家資格)であればこの条項を合法的に回避できるが、この条件を緩和できないか(メキシコ人雇用人数の削減など)。

また年度利益(営業利益)の10%が従業員人数にかかわらず労働者企業利益分配金(PTU)の分配原資になっていますが、これを廃止してほしい。さらに納税に関しては、会社設立初年度より毎月予定納税で行い、年度末に確定申告を提出することになっているが、これを年度末一回に統一してほしい。

【参考】TPP交渉における交渉分野

物品市場 アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植 物検疫)	TBT(貿易の 技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービ ス	商用関係者 の移動	金融サービ ス	電気通信 サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項 (法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項

※ 3つ以上意見を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。

■日本のTPP交渉参加に関する意見・要望（別紙1（公開用））

1. 組織名

(一般社団法人)海外建設協会

2. 提出意見① 国名 マレーシア ※特定の国に関する場合

該当する交渉分野（下記【参考】より選択下さい）

競争政策 又は制度的事項（再掲）

意見

マレーシアにおける、国内産業保護政策とプミボトラ政策の推進で、外国法人の登録グレードにより受注可能金額案件が分けられると共に、プロジェクト単位での建設業登録が要求されており、実質的に外国企業の入札参加への門戸が狭くなっている。

本来、外資であっても現地法人設立により、内国民待遇を与えられるべきと考える。

【参考】TPP交渉における交渉分野

物品市場アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植物検疫)	TBT(貿易の技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービス	商用関係者の移動	金融サービス	電気通信サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項(法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的事項

※ 3つ以上意見を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。